

公益財団法人東京都福祉保健財団行動計画

～女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画～

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：所定外労働時間の削減

＜取組内容＞ 令和4年4月～

- ・ノー残業デーを周知・徹底する（継続）。
- ・マイ・ノー残業デーを月2回から月3回へ増やすとともに、設定の確認、所属長による定時退社を呼びかける。
- ・超過勤務命令の事前申請・事前命令を徹底する（継続）。
- ・繁忙期及び時間外労働の多い職員がいる場合に、所属長による業務調整を行う。

目標2：休暇取得の促進

＜取組内容＞ 令和4年4月～

- ・常勤職員（4月1日採用者除く）については、年間で有給休暇15日、夏季休暇5日、計20日以上を取得できるようにする。
- ・非常勤職員等については、新たに付与した日数に対し、有給休暇を75%以上、夏季休暇を100%取得できるようにする。
- ・所属長が休暇取得を積極的に促すとともに、休暇取得中の業務の相互補完などの体制を整える。
- ・取得状況の随時報告（衛生委員会）、サイボウズでの取得呼びかけを行う（継続）。

目標3：育児休業等の取得促進

＜取組内容＞ 令和4年4月～

- ・所属長によるイクボス宣言を行う（継続）。
- ・両立支援制度全般に関するパンフレットを作成し、周知する。
- ・自己申告時に、所属長から育児休業等取得の働きかけを行う。
- ・配偶者妊娠時の所属長への申出を促進する。

目標4：テレワークの推進

＜取組内容＞ 令和4年4月～

職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境を整備し、柔軟な働き方ができるよう、令和3年度から本格導入したテレワークを活用した自宅勤務について、促進・定着を図る。